

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和 8 年 9 月 18 日（金）午前 9 時 30 分～午前 10 時 14 分

開催場所： 宇多津町役場西館 2 階

出席委員

大坂	秀美
野田	勝彦
稲田	直樹
中村	啓二
宮本	隆史
木村	和史

欠席委員

福原	左恵子
垣淵	直子

農業委員会事務局出席者

事務局長	福田	伸之
事務局次長	三谷	真平

9 時30分開会

○大坂会長

皆さんおはようございます。

お世話になります。

各地区での水害とか自然災害とか地震とかねもう大変なことが起きてるわけですけど、宇多津については先ほどちょっと言った水害関係田んぼの面積もどんどん減ってる中で、水路も実際小学校から私んとこの南の小学校の北側なんか行きますと、水路は幅が狭くなったところへ、今***さんところが宅地造成やりよるとそういった面で我々住んどの町での水害対策も考えてもらわないかんのかなと水田はどんどんどんどん減っていく中で、もう耕作放棄地のようなものもかなり増えております。

実際に田んぼの中に太い木が生えて、今日もちょっと見に行くわけですけども、そういった水田であるんやけども木の太いやつが何本も生えとると、もうそんなところは田んぼに戻るわけないから、そういった分はどうすんやという話で、雑種地にしたら税金が上がって、本人も承認要るかなと思えば、県の方も対策はないと言う。

そこらあたりを、我々今日も現地確認に参りますけども我々が声かけをして、できるだけ、農地は農地で守れるような方法で本人ができないんなら、農地機構の方へ連絡入れて、してもらうことも可能なわけですから、所有者とそういった話も進めていかなんだら、もうこのままほっといたら費用ばかりかかって、稲の価格的なものも、去年の米より新米の方が安いというふうな状態になってきております。

私も稲刈りは全部、30アールぐらい済んだわけですけど何とか考えていかないかなと。政府の方にも言いたいのは20年ぐらい前からアメリカから米を買いよると思うんです。

70万トンから90万トンぐらいはアメリカから購入しておるとそういうの何かそういったアメリカから買うん止めたら、日本の生産者の米が少しでも有利に販売できるんかなあとそういったところも、本当に考えてもらわないかんないのともう1つは、今ジャンボタニシこの被害も宇多津でも見られます。

ジャンボタニシにしても、国が認可をして輸入したものを業者が養殖していて、その養殖したものが売れないからと言ってそれを放ったやつ。

もう放任したか何か放流はせんと思うけど、自然に増えて、それを何で農家がいまだにジャンボタニシを駆除する薬をやって、せないかんのかこういったこともちょっと考えていかないかんのかなというふ

うに思っております。

宇多津の水田面積は少ないわけですが、そういったところも考えていかなんだらこれもうジャンボタニシはもう絶対なしにならんと思っています。

そういったところ、行政の方も考えていただいて、色々我々住みよいまちづくりをしていただきたいなというふうに思っております。

いろいろありますけど皆さん方の協力をお願いして、この会が済んだ後現地の方に参りますのでよろしくお願いをいたします。

今日の議事録署名人については、木村さんと野田さんお願いいたします。

はい。

そしたら事務局よろしくお願いします。

○福田事務局長

はい、それでは議案の方入っていきたいと思います。

今月は2議案来ております。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和8年9月4日。

申請内容は、使用貸借権を30年間設定することです。

申請地は宇多津町字岩屋***番。

面積***㎡のうち、***㎡で地目は田、台帳現況ともに田でございます。

設定者は、宇多津町***番地、****様。

被設定者は、宇多津町***番地***、****様、***様でございます。

また、権利を設定する事由ですが新築の住宅の排水管の埋設ということです。

議案第2号で、隣接する農地の転用申請が提出されており、関連性がありますので続けて議案第2号を説明させていただき、そのあと審議とさせていただきます。

それでは引き続き、議案第2号の説明に入ります。

農地法第5条第1項の規定による許可申請となります。

農業委員会の受付は先ほどと同じ9月4日でございます。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権の設定となります。

こちらの方は永年ということになっております。

所在地は宇多津町字岩屋***番、面積は***㎡です。

地目は田、台帳も田でございます。

貸人は、宇多津町***番地、****様。

借人は、宇多津町***番地***。

****、***様でございます。

水利の方は、岩屋水利組合で同意をいただいております、香川用水の決済金も完済しております。
それでは1号議案、2号議案合わせてのご審議よろしく申し上げます。

○大坂会長

はい。
岩屋の方はもう立会して全部済んだんやな。
まあ今説明があったように、これ宅地化をするのに対して、排水路の埋設するための用地を借りるということなんだろうなと思います。
これに関して何かご意見ありますか？はい

○宮本委員

いや私もこれ初めてみたいなこれ被設定者いうんか、借主。
これアパートの人？

○福田事務局長

今アパートに住まわれとる。

○宮本委員

4人おるやん

○福田事務局長

4人？***2人は夫婦、はい。
****さんと****さん。
さんの方がさんの娘さん。

○宮本委員

ほんで普通は農地ある程度ようけなかったら売り買いできんやろ？
ほんで今言うように、所有権移転が、宅地造成するやろこれ？今言いよったやん、分家住宅やなんとか。
ほんなこんなやり方しよったらもう農地はこんなやり方で、使用権の永久や言うてこんなんしたらもう意味を持たんのちゃう。
農業委員会や。
ほんまのところ、わしこれ初めて見たわ権利の移動みたいな種類。
長いこと生きとるけどこんなん通るん？

○福田事務局長

分家住宅ね。

○宮本委員

農地の売り買いを関係ないやんか、全部貸借でしたら済むんちゃう。
こんな今流行っとん？

○福田事務局長

いや、流行ってないですよ、これ親族ですからね。

○中村委員

4条申請ではないん？5条じゃなく一応、他人というか他人ではないけど、***さんが持ったまま***さんに貸してる

○宮本委員

農地の売買要件て何？

○福田事務局長

売買ではない。

○宮本委員

売買と一緒にやが。

○宮本委員

永久ぞ。
永久に貸すよという話やろ。
ほんならこんなやり方しよったら農業委員会のこの4条や3条やいうんは意味をなさんやない？いやわしこれ見てどうしたのかなと思って上のは小さいけん30年とか要件がかかっとる。
これもし他人やったら多分アパートに住んどるし、これ死んだら困るぞ、これ後々、役場も
。

○中村委員

たまたまね僕の見た感じですよ。

うん。

さんいうんが*さんの娘さんやろ、ゆくゆくは相続人やろ。

○福田事務局長

なりますね。

○中村委員

逆にもう先に、使用貸借の方で真横やけん賃貸借は考えれんわな、普通。

使用貸借はな。

○福田事務局長

お金とっていいんはない。

○中村委員

これは財産分けで家建てよというんで渡していくんだという解釈で、えんやったら、これ5条でなしに私、分家住宅で4条やと思う。

ではないん？宮本さん言い寄るように5条やったらなんでも売り買いの云々という話になってくるやけど、4条やったら、親子間の分家住宅、4条やけん。

なんちゃ問題ないと思うけど5条なっというんが、どうなんかなとちらっと思っただけで。

私が。

○宮本委員

いや私もそこ思うわ。

役場も将来的に困るではないん。

○野田委員

うんうん

結局な結局法務局がな、登記するのに法務局へ登記するんやったら永久っていう言葉があるかないか法務局に調べてもらわないかん。

永久、うん。

永久言うんは。

永久言うんは初めて聞いたわ。

○福田事務局長

いやいやほとんど永久ですよ。

こんなん出てくるんは。

○野田委員

ほんならわし、50年で息子にするわ。

○中村委員

うん。

○野田委員

永久いうて登記するわ。
それは何やら

○大坂会長
話しの大概なこといたら相続税が。

○福田事務局長
いや、やけん持主は***さんのままですよ。

○野田委員
いや、親子やけんいうてな。

○宮本委員
ほんなら相続税を逃れるっていうんもあるけどな。

○野田委員
言葉使うんは後々マネされたら困るんは

○中村委員
****さんが死んだ段階で***さんが***さんが相続税の対象にな　ると思
う。
設定だけやけん。

○野田委員
これ贈与とちゃうん？生前贈与じゃわ。
そうやろうかのう。

○福田事務局長
生前贈与にならんように貸しとる。

○大坂会長
貸しとる。

○野田委員
そしたら税金逃れちゃうん？それ。

○大坂会長
まあまあ税金逃れ。

○福田事務局長
税金逃れ。

○中村委員
甲欄乙欄言うんがあって、乙欄の方に権利の種類だけで使用貸借権の設定いうんで載るだけですわ。

○中村委員
甲欄に載るんやったらAさんからBさんに売買ですよ。

○野田委員
売買か。

○中村委員
相続ですよと載るんやけど、これは権利の設定だけやから、名義は***さんの名義でなんちゃ変わらん。

○福田事務局長
うん相続は***さんが亡くなった時に相続が発生するんで、赤の他人やけん使用貸借であって、賃貸借ではない。
賃貸借やったらこれ知事の許可がいるんちゃうん？

○福田事務局長
賃貸借。

○中村委員
賃貸借やでこれ、例えばの話これ***さんのところ賃貸借やろ。
あれ、？何十年か貸すんやろ？あれあれやったら3条申請で知事の許可ではないわ。

○中村委員
あれは農業委員会だけです。
うん。

○三谷事務局次長
5条でんかったですかね？

○福田事務局長
5条でした。

○中村委員

5条にもなるんか。
そうか宅地造成するけん。

○中村委員

私と思うのは4条の分家住宅いうて分家住宅が4条の中にはでんのよ。
これが赤の他人やったら5条でも構わんで。

○福田事務局長

うん。
ただ使用貸借は絶対はないと思うけどもしあれやったら

○福田事務局長

4条は自分の土地を他のものに転用するという

○中村委員

やけん他のものやろ？

○福田事務局長

けど自分で使うという

○福田事務局長

さんが4条を出してきたら、さんの例えば倉庫とかアパート建てるなりには4条だと思うんですけどこの***さんが家建てるんで事業としてはしてないんで***さんは。

○中村委員

いや、例えばの話、****さんか。
子供さんが家を

○中村委員

横へ。

○大坂会長

うん。

○中村委員

作ったわな。

あれはほんなら5条なん？使用貸借権じゃわ多分絶対に。
親子やし。

○福田事務局長

****さんいうて

○大坂会長

うちしらん。

○中村委員

の*さんしよるやん、***さん。

○福田事務局長

ああ、うんうん

あの家の横に子供さんが家建てたやん。
造成して

○福田事務局長

はい、元々田んぼ

○中村委員

それは4条でした？5条でした？

○福田事務局長

何年前ぐらいですかね？

○中村委員

そんなめっちゃくちゃ古い話じゃないと思う。

○福田事務局長

そうですか。

○中村委員

私が決済金もろたりなんやしたけん。

そんな古い話じゃない、4、5年じゃわ。

○福田事務局長

4、5年前、ちょっと調べますね、それは。

○宮本委員

こんなやり方しよったら。

○福田事務局長

これ私の記憶にないんで多分3年以上前やと思う。

○中村委員

3年以上前やとは思う、そうかも4、5年にはなると思う。

○宮本委員

歯止めがきかんようになるぞ、ほんま。
もう歯止めやきかんけどの。

○福田事務局長

うん。

○中村委員

僕が気になるんは、4条から5条

うんというところは今回こだわるべきなのか、いやいやもうそなんはかまんというんか。

○福田事務局長

そこも合わせて調べます。

○中村委員

分家住宅やって子供さんが家建てるんはようけあるやない。

○福田事務局長

うんそれやったら4条でいっとなのちゃうん？5条でいっとな？それはお父さんとしたらお父さんの建物やなあ、納屋以外は。

○三谷事務次長

ですね。
あんまり建物建てるんはない。
やっぱ子供さんが建てる。

○大坂会長

うん、そうやの。

○中村委員

権利も設定してなあ

○福田事務局長

うん住宅金融公庫からやって。
使用貸借権の設定をしますよ、銭貸してくださいよと。

○宮本委員

これ司法書士かなんかが、これ知恵つけよと思うわ。
こういうやり方が一番楽ぞみたいな。

○大坂会長

うん。

○宮本委員

そんな気がするわ。
こんなむちゃくちゃぞ。

○福田事務局長

4条、5条含めてちょっと調べますね。
***さんも、はい。
あわせて土地のそうですね、売買で農転してしまう云々を止めるという
のはちょっともう現況を宇多津では厳しいですね。
うん、実際、農振地域が全くないので。

○大坂会長

うん。

○宮本委員

いやほんなきあとはそんないぞ。

○福田事務局長

うん。

○大坂会長

あれやな、それ確認してみて。

○福田事務局長

はい。

○大坂会長

なあ、今回は、これ一応保留いうんで、のう。

○中村委員

いや、これ前からありますよ。

ただ5条か4条かの違いだけであって使用貸借権設定して子どもさんが家を建てとんはよくある。

○宮本委員

子どもが家を建てるかどうかやろ
そうやろ、

○宮本委員

使用は転作、永久やん。

○中村委員

永久になるいいよん、相続になるきん。

○野田委員

ほんなら相続

○宮本委員

ほんなら相続とやったんちゃうん。

○中村委員

いや相続でやるなら全員借りられるんですよ。

ほんまわかるわ。

転作しようとしよるやろ。

○宮本委員

わし初めて見たわ、今

○宮本委員

今、野田さんも言うたようにこれ聞いたことないわ。
知らんわ。

○福田事務局長

もういっぺん確認だけ。

○野田委員

いつまで文章置いとくんかなこれ。

○野田委員

永久に置いとくん？

○中村委員

下が永久で上の配水管が30年、これ違うん、これええんな？私もわからんけど。

○中村委員

上も永久になるんちゃうん？ほんなら。

○福田事務局長

そこも含めて聞きます。

○野田委員

30年なら、100歳に。

○福田事務局長

一応、県は5条やいう話はいっぺん

○福田事務局長

三谷君しとるんで、5条はおおとると思います。
けど確認はとります。

○三谷事務次長

はいとります。

○野田委員

利口な人が、そんななんちゃ考えんと書いたか

○大坂会長

いやあ、なんちゃ考えんと、考えてしとるわ。

○野田委員

考えて永久にして大体30年にして

○福田事務局長

30年言うんを逆に初めて見たかなあと思うんですけど。

○野田委員

永久初めてや。

○宮本委員

この差聞いてみるか？何が違うんか？

○野田委員

事務局

○福田事務局長

いつも永年なんで

○野田委員

永年なん？

○野田委員

これは申請の人が書いてきたんな

○福田事務局長

そうです。

○野田委員

その通りここへ出とんな。

○福田事務局長

うん

○野田委員

言うたら役場はもう受付だけ？

○福田事務局長

5条はうちは受付及び意見書の提出。
許可は県。

○野田委員

***さんが60歳以上やったら

○野田委員

上は大体100歳でわかる気もするけど、下の永久は

○福田事務局長

けど人の寿命は何歳までいうんはこちらで決めれんのでね。

30は適切か適切でないかわからない。

○野田委員

家が建って、土地は父ちゃんのやと。

○福田事務局長

うん。

○野田委員

ほんで建物は自分達でどんどん作ると。

なんちゃそんだけ単純な話で、永久という言葉は使わんでもええと思うんだけどな。

うん。

売買

○福田事務局長

いやいやそれにせんと、お金が借りれんという

○大坂会長

住宅ローンか

○野田委員

お金が借りるんからと農業委員会利用するんか？そんなんいかんわ。

○福田事務局長

利用いう言い方が適切かどうかちょっと疑問ですけど。

○野田委員

これ議事録にはいらんな？はいるかな？

○大坂会長

これについては、な、この場ではすぐ結論でんと思うんで。

一応確認してそれからじゃあ

○福田事務局長

うん。

○大坂会長

もうそうせななんたらもういつまでたってもな

○福田事務局長

確認取ってどうします？

○大坂会長

次、もういっぺんそれ。

○福田事務局長

これで間違いなかったらOKでです。

○福田事務局長

次の会ですか？

○大坂会長

うん。

次の会で

○宮本委員

報告だけしてくれたら。

今の確認の。

○中村委員

これでOKやったら、県の方へいろいろ問い合わせでOKやったらOK出してあげて、次の会のときにこういう理由でOKでしたと報告してくれたらええが、私はそう思う。

○福田事務局長

それでいいですか？

○宮本委員

いいよ、いや、疑問に思っただけで。

○中村委員

僕は疑問に思ったんは4条でないんかということと、上が30年で下が永久で、それが違うなど、いよいよわかってないんで。

○大坂会長

うん。

そういうことでかまいませんか？はい

○福田事務局長

議案は以上なんですけど、その他いうことで先月ちょっと皆さんにご案内しました補助金、物価高騰の燃料費の補助金のたたき台ができてますんで、三谷君から簡単に説明させていただきます。

で、まだ、確定してませんので、ちょっと後でまた回収はさしてもらいます。

○三谷事務局次長

はい、それでは令和8年度の宇多津町農業者支援給付金の支給要綱についてご説明いたします。

先ほどもお話がありましたが、本件は現在まだ決裁の途中でありますので、現段階での案となります。

この後の決裁過程で変更になる可能性はその点ご了承ください。

この給付金は、エネルギーや農業資材価格の高騰に直面する町内の農業者の負担を軽減し、経営を支援するためのものです。

現在のところ、対象となる人数は35名を想定しています。

なお、対象者のお名前など個人情報につきましては、今後の申請が届くまで、ちょっと未定となります。

申請が届き次第、順次関係紙確認を進めていく予定です。

現段階の要綱案における主なポイントは以下の3点です。

支給額についてですけれども、1つの対象者につき1回限りの支給で、認定農業者には5万円。

それ以外の一般農家には2万円を支給する案となっています

。

○福田事務局長

支給の対象者についてですけれども宇多津町内に住所がある方で、令和7年の農業収入申告があり、耕地面積20アール以上。

○三谷事務局次長

かつ、年間販売額10万以上の農家が対象となります。

また、令和8年に事業を開始した新規就農者でも、今年にこの基準を満たす見込みがあれば対象とする方針です。

申請手続き等規定についてですけれども申請の締切は、令和8年11月30日までを予定しています。

申請書に確定申告書の写しや、通帳の口座番号等、あと誓約書などを添えて、提出していただく流れとなります。

以上です。

簡単ではありますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○福田事務局長

この要綱の後ろの様式第1号と2号及び確定申告の写しを提出していただく流れになると思います。

前回の、令和5年やったっけ？4年、5年やな令和5年とほぼほぼ内容は

○大坂会長

一緒

○福田事務局長

うん。

対象者が多少変わるかなというところです。

○大坂会長

この分について何か質問ありますか？

○宮本委員

これ対象者何人ぐらいおる？予想としてる？

○三谷事務次長

今のところ35名を予定しています。

○宮本委員

35名。

○三谷事務次長

はい。

○福田事務局長

予想ですよ。

○福田事務局長

まだしっかりは調べてはないんですけど

○宮本委員

いやいやかまん。

○大坂会長

もう前回の対象者が、

○福田事務局長

それぐらいです。

それぐらい。

○福田事務局長

認定農業者も異動がありあったし。

○大坂会長

うん。

○中村委員

行きませんか？そろそろ。

○大坂会長

パトロール行こう。

○福田事務局長

締めてください。

○大坂会長

ほんなら今日はそういったことでまた報告します。

よろしくお願いします。

10時14分閉会